



2007 ~ 2016

第4次八幡市総合計画 概要版

自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市

～ 自立と協働による個性あふれるまちづくり～



八幡市

はじめに

「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ~ 自立と協働による個性あふれるまちづくり~」

八幡市の新しい総合計画の将来都市像です。

このたび、市民の皆様、市議会をはじめ多くの方々のご協力、そして総合計画審議会のご尽力によりまして、「第4次八幡市総合計画」を策定いたしました。

振り返ってみますと、第3次総合計画を策定しました1997（平成9）年は、バブル景気崩壊後の低成長の真ただ中にあり、長期的な不況により地域経済が大きな影響を受ける一方、21世紀という新たな時代の幕開けを目前にして、だれもが期待と不安を心に抱いていた時期でありました。

あれから10年、いざなぎ景気を超える景気拡大が進んできましたが、その実感が持てず、個人や企業、さらには地域レベルでの格差が拡大していると言われています。本市を取り巻く社会経済環境につきましても、少子高齢化の進行に伴い、2005（平成17）年には人口減少社会が現実のものとなるとともに、環境問題や安全・安心の問題がこれまで以上にクローズアップされています。また、昨年末の地方分権改革推進法の成立に見られるように、地方分権の進展など国と地方の関係も大きく変化してきています。

こうした状況の中、まちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、市民、NPO、事業者など本市に関わる全ての人々がともに考え、ともに行動することが不可欠となってまいります。



「第4次八幡市総合計画」実現に向けたキーワードは、「市民参画・市民協働」です。市民の皆様のご理解とご協力のもと、本市ならではの自然や歴史文化を活かしながら、力をあわせて将来都市像の実現に全力で取り組んでまいります。

2007（平成19）年3月

八幡市長

西村 泰博

目次

Contents

第4次八幡市総合計画の構成	3
序論	5
基本構想	7
基本計画	11
リーディングプロジェクト	11
部門別計画	13
第1章 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち	13
第2章 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち	15
第3章 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち	17
第4章 だれもが明るく元気に暮らせるまち	19
第5章 人がつどい、活力あふれるまち	21
第6章 安心して暮らせる安全で快適なまち	24
第7章 計画の実現に向けた取組や体制の強化	26



《表紙写真の解説》

上段の左から美濃山の竹林、松花堂の紅葉、背割堤の桜。
中段左から有都地区での稲刈り、川口地区のなし狩り、NPO法人
が主催するイベント「あかりの祭典」。
下段左から流れ橋、石清水八幡宮の初春、男山団地。

基本構想

基本計画

将来
都市像

自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市
～ 自立と協働による個性あふれるまちづくり～

まちづくりの進め方

自立と連携

公開と協働

信頼と安心

まちづくりの基本目標

人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち

次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち

豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち

だれもが明るく元気に暮らせるまち

人がつどい、活力あふれるまち

安心して暮らせる安全で快適なまち

計画の実現に向けた取組や体制の強化

リーディングプロジェクト

市民協働推進プロジェクト

放生川再生プロジェクト

住宅・住環境整備プロジェクト

組織間協働による人づくり・地域づくりプロジェクト

交流拠点整備プロジェクト

部門別計画

人権・平和、地域コミュニティ、市民協働、男女共同参画、国際理解

保育・幼稚園、児童・母子・父子福祉、学校教育、青少年健全育成、生涯学習、スポーツ、文化芸術

自然環境、生活環境、循環型社会、景観

保健・医療、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、社会保障

市街地、道路、公共交通、情報通信、農業、工業、商業、観光

住宅・住環境、上下水道、公園・緑地・河川、防災、防犯・交通安全、消防・救急、消費生活

行政経営、財政運営、広域行政

総合計画とは

1 策定の背景

(1) 総合計画の策定とまちづくりの推進

現在本市では、約7万4千人、2万9千世帯の人々が生活を送っています。市では、まちづくりを総合的、計画的に行っていくために、これまで3次にわたって、まちづくりの指針となる総合計画を策定してきました。

(2) まちづくりを取り巻く社会経済環境の変化

1996（平成8）年の第3次八幡市総合計画策定以降、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、雇用環境の変化、循環型社会の実現に向けた取組の進展、NPO¹の増加と市民参画型社会の到来、地方分権の進展など、まちづくりを取り巻く社会経済環境は大きく変化してきました。

(3) 市民と行政の協働²によるまちづくりの基本指針としての総合計画

このようなまちづくりを取り巻く社会経済環境の変化を踏まえながら、本市の将来都市像を明らかにして、市民と行政がともに考え、ともに行動し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくことを目的に、その基本指針として「第4次八幡市総合計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) まちづくりの基本指針

総合計画は、将来における望ましい都市像とその実現のための方向や施策を示すもので、これからのまちづくりの基本指針となります。市は総合計画に基づいてこれからの施策を総合的、計画的に展開していくこととなります。

(2) 市民と行政との協働の指針

第4次八幡市総合計画は、全ての市民、NPO、事業者等がまちづくりの目標を共有し、行政とともに共通の目標に向かって知恵を出し合い、そして行動するための指針となるものです。

1. NPO：Non-Profit Organizationの略で、政府とは独立した、保健、医療または福祉の増進や社会教育の推進など、さまざまな社会的活動を行う非営利の自主的かつ自発的団体。

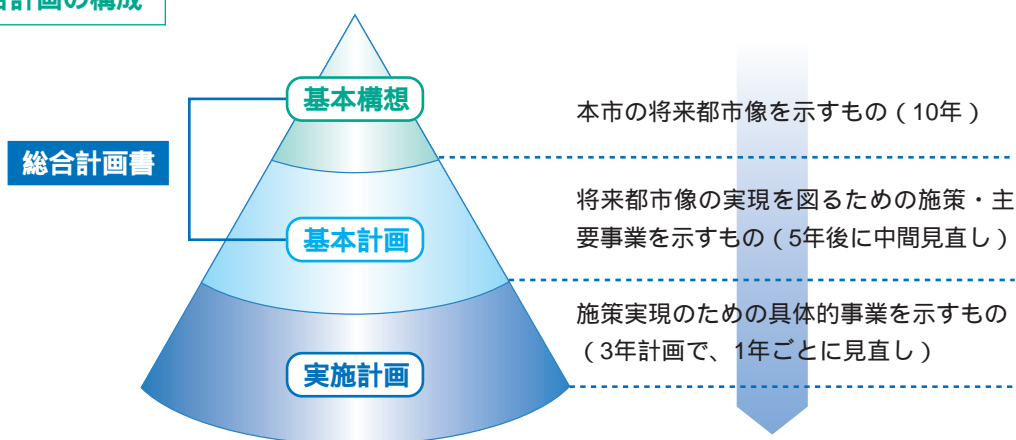
2. 協働：同じ目的を達成するために、責任を分かち合いながら協力し、例えば市民、NPO、事業者、行政がまちづくり等を進めていく姿など。

3 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

第4次八幡市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画によって構成しています。

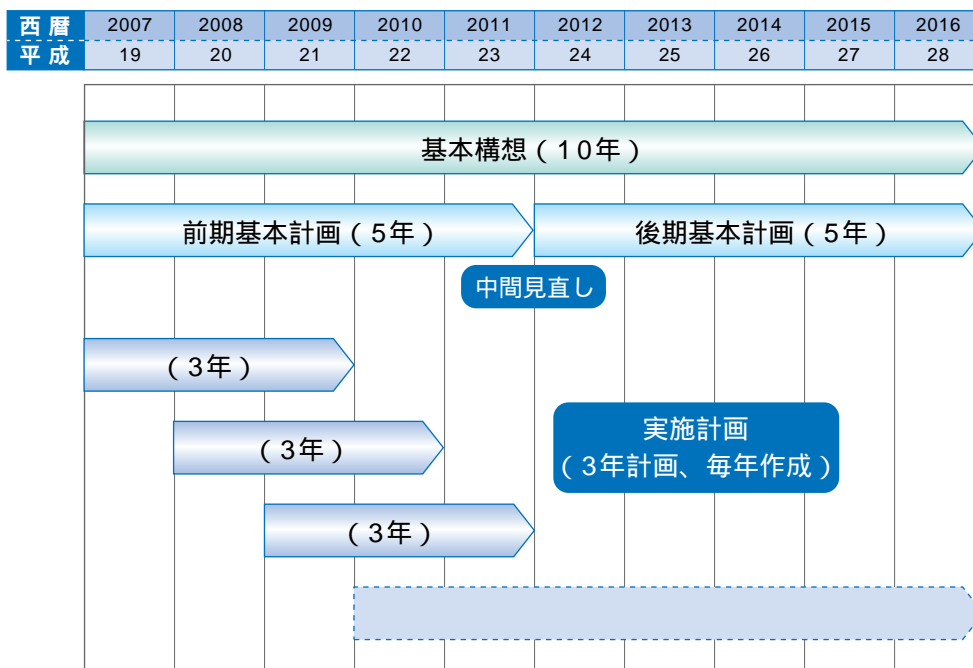
総合計画の構成



(2) 計画の期間

計画期間について、長期的なまちづくりの基本指針である基本構想については、2007(平成19)年度から2016(平成28)年度までの10年間とします。

総合計画の期間



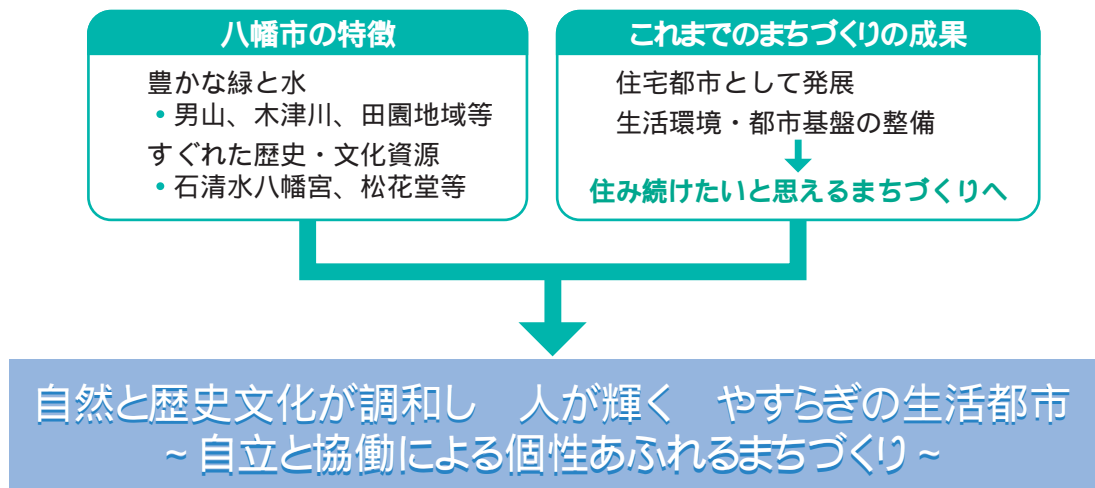
まちづくりの将来像

1 将来都市像

豊かな緑と水、すぐれた歴史・文化資源など、八幡市の特徴やこれまでのまちづくりの成果を踏まえ、本計画における八幡市の将来都市像を

自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市
～ 自立と協働による個性あふれるまちづくり～

と定めます。



2 まちづくりの基本目標

- (1) 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち
- (2) 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち
- (3) 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち
- (4) だれもが明るく元気に暮らせるまち
- (5) 人がつどい、活力あふれるまち
- (6) 安心して暮らせる安全で快適なまち
- (7) 計画の実現に向けた取組や体制の強化

まちづくりの進め方

第4次八幡市総合計画においては、次の3点を基本的姿勢としてまちづくりを進めます。

自立と連携

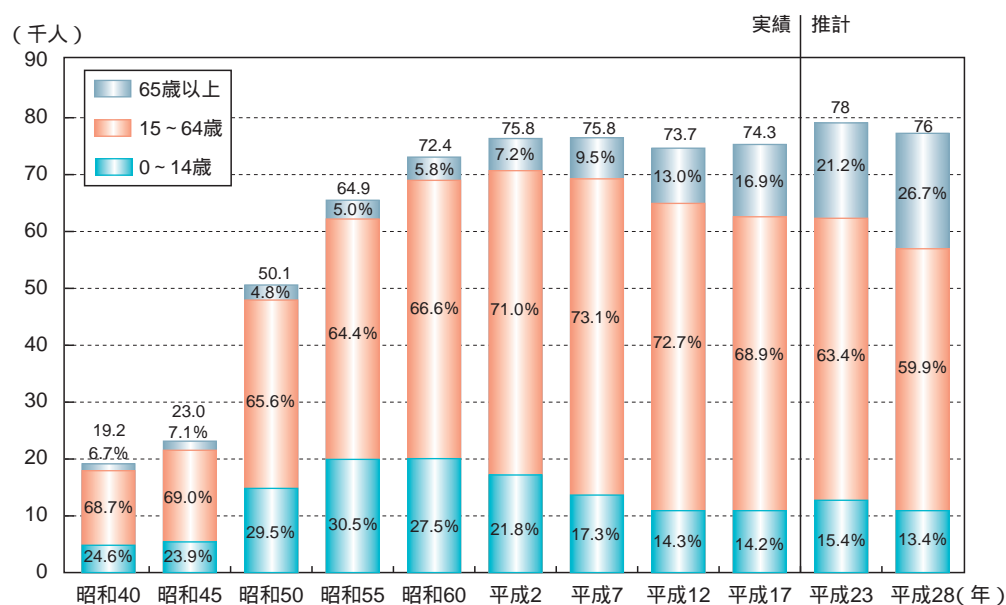
公開と協働

信頼と安心

人口規模

本市人口の現状や将来の動向を踏まえ、目標年次の2016（平成28）年における本市の人口を約7万6千人程度と設定します。

八幡市の総人口・年齢3区分別人口の見通し



(注) 四捨五入等の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（2003年12月推計）、総務省「国勢調査報告」、八幡市資料をもとに推計。

都市空間形成の方針

都市構造

- ### 広域交流エリア

【北部広域交流エリア】
八幡市駅周辺を中心とする地域を北部における広域交流エリアと位置づけ、地域資源を活用したまちづくりの中心とします。

【南部広域交流エリア】
第二京阪道路と第二名神高速道路の結節点となる（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺は、本市と京都・大阪都市圏、全国各地をつなぐ新しい玄関口として、本市の新しい広域交流エリアを形成し、都市活力の向上に活かしていきます。
- ### 広域集客交流拠点

三川合流周辺、男山周辺、松花堂周辺、流れ橋周辺の4地域については、京都・大阪都市圏からの広域的な集客をめざす「広域集客交流拠点」と位置づけ、周辺環境整備やさまざまな施策と連動した魅力の向上を図ります。
- ### 生活交流拠点

八幡市駅周辺、橋本駅周辺、男山の各地区センター周辺、きんめい近隣公園周辺については、「生活交流拠点」として周辺の環境整備と商業機能の誘導を図ります。また、公共公益・文化施設等が集積する市役所周辺については、生活・文化交流の場として機能の充実を図ります。
- ### 複合都市機能拠点

南部広域交流エリアと重なるこのエリアでは、広域幹線道路がもたらす効果をまちづくりに活かすため、産業の活性化と市民生活の利便性向上につながる複合的な都市機能拠点の整備をめざします。
- ### 広域交流軸

京都第二外環状道路、府道京都守口線、国道1号、第二京阪道路とこれにつながる第二名神高速道路については、本市を京都・大阪都市圏及び全国各地と結ぶ「広域交流軸」と位置づけ、広域的な連携の強化を図ります。
- ### 南北・東西連携軸

【南北連携軸】
市域の北と南に形成される広域交流エリアを結び、さらに乙訓方面に伸びる南北方向の幹線道路を「南北連携軸」とします。南北の広域交流エリアを連携させるとともに、乙訓・京都北部方面、京田辺市方面との連携も図ります。

【東西連携軸】
市域から近隣市に伸びる東西方向の幹線道路を「東西連携軸」とします。この軸を中心に市域の西部と東部、枚方市方面、木津川右岸方面との連携を図ります。
- ### 市内交流軸

橋本南山線から山手幹線、府道長尾八幡線から府道富野荘八幡線、府道八幡木津線、八幡田辺線は、市内における生活交流を支える「市内交流軸」です。市民生活に身近な動線として、市民の暮らしに必要な商業・サービス機能の適切な立地を促進します。
- ### 集客交流軸

北部広域交流エリアから、東高野街道の一部である市道土井南山線を経て松花堂周辺に至るルートと、流れ橋周辺を経て城陽市、京田辺市の木津川沿岸につながるルートでは、市内の「広域集客交流拠点」を結ぶ「集客交流軸」として、広域からの来訪者の憩いの空間を形成します。

大谷川、防賀川については、市民及び市外からの来訪者にうおいを与える軸として親水空間の整備を進めます。



土地利用

- ### 住宅地域

既に住宅地が形成されている地域では、用途の混在を抑制して秩序ある土地利用を誘導し、快適で魅力ある生活環境の向上をめざします。残された空き地では、今後の住宅需要の動向を踏まえて、新たな市街地形成の誘導を図ります。市役所周辺の地域については、公共施設の集積を活かし、行政サービスや市民文化の中心とします。
- ### 商業地域

八幡市駅周辺をはじめとする既存商業地では、にぎわいのある商業空間の充実を図ります。
- ### 沿道サービス地域

幹線道路の沿道においては、自動車関連等の沿道サービス施設の立地を許容しつつ、住環境の保全に努めます。
- ### 工業等産業地域

第二京阪道路や京都第二外環状道路の整備に伴う業務用地の需要拡大に適切に対応し、本市の産業活力の向上につなげます。第二名神高速道路と第二京阪道路の結節点となる（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺では、新たな都市機能の立地を図るとともに、市の新しい玄関口として周辺環境と調和した景観を形成します。
- ### 田園・集落地域

都市近郊農業の振興を図るため優良農地の保全に努めるとともに、農村集落の生活環境整備を進めます。
- ### 自然環境地域

男山の樹林地や三川合流周辺から木津川にかけての水辺空間など豊かな自然環境の保全と活用を図ります。あわせて、森林の適切な管理と保全に努めます。
- ### 土地利用検討地域

大谷飛地については、周辺地域と調和した良好な住居系の土地利用の実現に向けた検討を進めます。

リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトとは、厳しい財政状況のなか、限られた財源を必要な施策に集中的に投下することにより、第4次八幡市総合計画におけるまちづくりの重点目標を明確にし、総合計画の成果を目に見える形で実現することをめざすものです。

1 市民協働推進プロジェクト

市民、NPO、事業者、行政が協働により取組を進めていくことができるよう、その活動の基盤となる拠点づくりを進めます。

これからのまちづくりを進めていくためには、市民、NPO、事業者、行政が対等の立場に立って協働により取組を進めていくことが重要です。本市ではすでにNPOや市民による自主的なまちづくり活動が行われていますが、その活動の拠点となる施設の整備が求められていました。そこで、学校再編整備に伴う跡地利用の検討の一環として、既存施設を有効に利用して、市民参画、市民協働、市民活動の核となる拠点を形成します。

2 放生川再生プロジェクト

放生川（大谷川）の水流を確保し、たいこ橋（安居橋）周辺を名実ともに市民や来訪者がつどう市のシンボルゾーンとします。

放生川をはじめとする水辺環境や景観の整備は従来から市民の要望の多い事項でした。このプロジェクトが実現すれば子どもの水遊び場としても活用でき、市民のふれあいとやすらぎの場とすることができます。また、「石清水八幡宮 たいこ橋 東高野街道 松花堂美術館」とつづく観光ルートの形成にも寄与します。さらに、放生川では河川清掃の市民活動が行われており、このプロジェクトを通じて市民と行政の協働活動の先駆的な取組としていくことが可能です。このほか、京阪八幡市駅の駅北整備との連動や再生水の利用を通じた「環境自治体宣言³のまち」としてのPRなど、幅広い効果が期待できます。



3. 環境自治体宣言：「人と自然が共生する環境にやさしいまち」の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働して行動する決意の表明であり、本市を「環境にやさしいまち」にしていくという宣言。

3 住宅・住環境整備プロジェクト

市営住宅や男山地域の集合住宅の老朽化に対応して、今後の整備方針を検討し、「やすらぎの生活都市」としての再生を図ります。

本市はこれまで住宅都市として発展してきましたが、本計画の期間中には男山団地の開発から40年を経ること等もあり、快適な住宅・住環境を維持するために、住宅の老朽化への対応は本市にとって大きな課題となると考えられます。そこで、住宅・住環境の整備を、ユニバーサルデザイン⁴等の採用による高齢者等の福祉に対応することはもとより、市内交通の利便性の向上、地域の商業の活性化等を視野に入れ、一体的な取組として進めます。

4 組織間協働による人づくり・地域づくりプロジェクト

子どもの安全対策、地域福祉活動等の自治組織活動を支援するとともに、NPO等との連携を図り、学校、地域、市民、NPOの協働による人づくり・地域づくり活動を促進します。

また、子どもの安全対策とともに、学区を中心とする組織間協働の拠点となる学校施設の耐震化を進めます。

お互いが信頼関係で結ばれ、ネットワークが形成された地域コミュニティは、そこに住む人々に安全や安心、生活の質の向上など豊かな生活をもたらしてくれます。

このプロジェクトにおいては、コミュニティ活動を現在よりもさらに活性化させ、各種団体相互の連携による事業効果の拡大を図り、組織間の協働により、コミュニティビジネス⁵の展開など、より多様で厚みのある地域活動の推進を支援します。

また、今後増加が予想される定年退職者等の社会参加を促進し、活動の担い手として活躍できる環境を整備します。これらの活動を通じて、地域内の組織や個人がさまざまなネットワークを形成して協働による取組を進め、安全・安心で信頼関係で結ばれた地域づくりを進めます。

5 交流拠点整備プロジェクト

豊かな自然や歴史・文化資源、また地域特性を活かした交流拠点の整備を推進し、市民相互及び市内外の交流を促進します。

豊かな自然と歴史・文化資源に恵まれた八幡地域・橋本地域、田園風景と工業団地が融和する東部地域、住宅地として多くの市民が生活を営む男山地域、竹林等の自然と調和しながら近代的な住宅が立ち並ぶ美濃山地域など、本市の各地域は多様な特性があります。これらの地域特性を活かした市域の均衡ある発展を図るためには、市民交流の推進と観光の振興をめざした交流拠点の整備が欠かせません。本プロジェクトでは三川合流周辺、流れ橋周辺、八幡市駅周辺、橋本駅周辺、(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺等の整備事業といった関連事業と連携して、交流拠点の整備を進めます。また、八幡市駅のバリアフリー化を推進します。

4. ユニバーサルデザイン：文化・言語の違いや、老若男女等の差異、障がい・能力に関係なく、全ての人が利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をさす。

5. コミュニティビジネス：一人暮らしの高齢者に食事を届ける宅配サービス、不要品のリサイクル事業、地域の防犯活動など限られた地域に密着した草の根的ビジネス。

部門別計画

第1章 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち

(1) 人権・平和

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深める学習機会を拡充させるとともに、人権意識の高揚が図れるような取組を推進します。

恒久平和の理念に基づき、平和に関する学習機会の拡充や情報の提供、市民との協働による市民主体の平和活動を推進します。

重点取組 人権教育・啓発の推進
平和意識の啓発



(2) 地域コミュニティ

自治会単位や地域の特性を活かした小学校区単位、中学校区単位でのコミュニティ活動を促進するとともに、地域住民の交流を図る事業を関係機関やボランティア、NPOと連携しながら総合的に行います。

地域のニーズや課題を事業課題として捉え、事業を通じて地域社会に貢献するコミュニティビジネスを追求します。

重点取組 コミュニティ活動の促進

(3) 市民協働

市民、NPO、事業者、行政が対等の立場で協働してまちづくりを進めるため、政策の実行段階はもとより、政策の形成過程においても市民参画を推進します。

市民協働を実現するため、市政の現状や課題、めざす方向等について市民に理解と認識を深めてもらえるよう、広報広聴活動の充実など開かれた市政を進めます。また、個人情報の保護に十分配慮しながら、情報提供や情報公開制度の推進をめざします。

重点取組 政策形成過程での市民参画の推進
市民協働に向けた人材・組織の育成



政策実行段階での市民協働の推進

(4) 男女共同参画⁶

男女がともにその個性や能力が発揮できる機会の創出に努めるとともに、八幡市男女共同参画条例の制定や男女共同参画ルームの設置など、女性の積極的な社会参画を促進する環境づくりを推進します。

重点取組 総合的な施策の推進



(5) 国際理解

市民レベルでの国際交流機会の促進を図り、市民の国際感覚や国際的視野の高揚に努めます。

学校教育において国際理解教育を進めるとともに、市内在住の外国人との交流や相互理解に努めます。

重点取組 多文化理解の促進



この章の取組の成果をはかる指標

指標	現状値	目標値
自治組織への加入率	67.8%	80.0%
NPO法人数	12団体	設立に向けた積極的支援による増加を目標とする
審議会等委員の市民公募委員の比率	16.7%	20.0%
設置要綱に基づく審議会等委員への女性登用比率	32.5%	現状の登用比率を上昇させる目標値とする

6. 男女共同参画（社会）：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

第2章 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち

(1) 保育・幼稚園

子育てと仕事を両立する家庭に対する保育内容の充実を図るとともに、家庭のみで子育てをしている人の孤立化を軽減するために、家庭保育への支援や子育て家庭の地域での交流に努めます。

教育においては、「生きる力」の基礎を育成することを基本とし、人とかかわる力や豊かな心を育て、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培っていきます。また、保育園、幼稚園、小学校の連携を強化するとともに、地域との交流も大切に取り組んでいきます。

重点取組 子育て環境の充実 保育・教育内容の充実

(2) 児童・母子・父子福祉

保健・福祉や教育等の関係機関と家庭や地域、企業等との相互連携による児童の健全育成活動を促進します。

子どもたちの遊びや交流の拠点である児童館や放課後児童健全育成施設の効率的・効果的な運営に努めます。

ひとり親家庭においては、相談体制の充実や情報提供、就労支援とともに各種支援制度の活用により、生活の安定化と経済的自立の推進に努めます。

重点取組 相談・支援体制の充実 児童の健全育成

(3) 学校教育

「主体的に生きる力としての人間力」の育成を学校教育の基本とし、社会の変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めます。また、地域に開かれた学校づくりを推進し、学校、家庭、地域の連携による教育環境を高めます。「学校ユニバーサルデザイン化構想⁷」を推進し、再編整備後の跡地利用や学校施設の耐震化の推進を図ります。

教育研究所は教職員研修をはじめ本市の教育課題解決のための支援を行います。

重点取組 学校の再編整備の推進 学校施設の耐震化計画の推進
中高一貫教育の推進

(4) 青少年健全育成

青少年の健全育成に向け、周辺環境の監視や整備を地域社会単位で取り組みながら、大人が子どもたちに積極的にかかわり、子どもたちが同年齢だけでなく異年齢のなかで多様な活動を行う機会をつくっていきます。

重点取組 地域社会との連携強化

7. 学校ユニバーサルデザイン化構想：市民から学校が信頼され、子どもたちが安心して通うことのできる、楽しく魅力ある学校づくりのため、あらゆる人が安心して快適に生活できる社会の実現をめざした「ユニバーサルデザイン」を基本理念として、「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、子どもたちの夢と志を育む教育の実現をめざした構想。

(5) 生涯学習

高齢社会への変遷に伴い、生活課題や市民の意識が急激に変化してきていることから、より効率的・効果的な講座など学習機会をより多くの市民へ提供できる環境づくりをめざします。

京都府や近隣市町の図書館との協力体制を促進し、全域を一つの図書館とする発想のもとでの情報・資料提供サービスをめざします。

重点取組 生涯学習にかかわる関係機関との連携 生涯学習ボランティアの充実

(6) スポーツ

スポーツ団体の育成等により、競技スポーツの振興を図るとともに、地域においてだれもが気軽にそれぞれの年齢や体力、目的に応じて親しむことができる生涯スポーツの振興を促進します。

また、多様なニーズに対応できるよう、指導者の養成やスポーツ施設の整備・拡充を進めます。



重点取組 スポーツ参加機会の拡充

(7) 文化芸術

市民が文化芸術活動を通じて、郷土や地域に愛着と誇りをもちながら、心豊かにやすらぎとうるおいのある暮らしを送ることができるよう、市民の自発的な活動を支援しつつ、貴重な文化的遺産を保存し、豊富な歴史・伝統・文化資源を活かしたまちづくりを進めます。

重点取組 市民主体の文化芸術活動 伝統文化の保存と継承の推進

この章の取組の成果をはかる指標

指標	現状値	目標値
保育園の待機児童率	0.4%	0%
子育て支援センター事業の参加人数	5,309人/年	6,500人/年
市内不登校児童生徒出現率(文部科学省基準)	小学校0.39% 中学校4.12%	小学校0% 中学校0%
校舎・体育館の耐震化工事実施率	40.0%	100%
「こども110番のいえ」設置件数	597件	1,100件
八幡市民スポーツ公園利用者数	140,419人/年	142,000人/年
八幡市文化センター利用者数	147,917人/年	160,000人/年

第3章 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち

(1) 自然環境

自然環境の保全や環境配慮に対する市民の意識の高揚に努めるとともに、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進します。また、学校や市街地におけるビオトープ⁸の整備とそのネットワーク化により、動植物の生息環境の保全に努めます。

市民が快適な生活を送ることができるように、明確な土地利用の区分を行うとともに、自然環境との共生をめざした都市基盤の整備を進めます。



重点取組 「環境マネジメントシステム」の認証取得の支援 自然環境の保全

(2) 生活環境

市民、事業者、行政の全てが、家庭生活や事業活動のなかで当然のこととして環境に配慮した暮らし、環境に配慮した事業活動ができるよう環境教育を行うとともに、NPOや事業者の活動を支援します。

また、大気や水の汚染、生活環境を損なう行為等の公害について、だれもが快適な生活が送れるよう、その防止に努めます。

重点取組 環境教育や学習、環境保全活動の推進 美しいまちづくりの推進



8. ビオトープ：ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。生物が共有できる生態系をもった場所。

(3) 循環型社会

循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、ごみの減量化を図ります。

そのため、買物袋の持参など市民の取組を促進するとともに、産業廃棄物を含む事業系ごみの動向を把握し、不法投棄等が行われないよう指導に努めます。また、市民の環境学習等の拠点整備を進めます。

ごみの収集では、十分な市民合意のもと、市民サービスを低下させることなく環境に配慮した効率的な収集システムの確立をめざします。



重点取組

発生抑制と再利用の推進

リサイクルの推進

(4) 景観

先人が築いてきた豊かな歴史・文化を大切に、自然と調和した安全で快適なまちづくりを進めるためにも、良好な景観の整備及び保全並びに創出を図ります。

重点取組

親水事業の促進

自然景観の保全

歴史的景観の保全



この章の取組の成果をはかる指標

指標	現状値	目標値
調査地点における河川のBOD ⁵ 環境基準達成率	100%	100%
市域における温室効果ガス ¹⁰ 排出量	284,922t-co ₂ / 年	200,296t-co ₂ / 年
不法投棄件数	107件 / 年	50件 / 年
野外の不適正な燃焼行為件数	61件 / 年	20件 / 年
市民1人1日当たりのごみ排出量	616g	598g

9. BOD（生物化学的酸素要求量）：河川の汚染物質（有機物）が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量を示す指標。値が大きくなるほど、河川の汚濁がひどくなっていることを示す。

10. 温室効果ガス：大気中に排出されると温室効果によって地球温暖化をもたらすガス。二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素など。

第4章 だれもが明るく元気に暮らせるまち

(1) 保健・医療

生活習慣病の一次予防を重視した取組や、市民の主体的な健康づくりを支援する取組を推進するとともに、健康づくりや健康診査、リハビリテーション等の保健サービスを行う拠点を検討します。

医療機関の機能分担と連携強化により、地域において適切かつ効率的に医療を受けられる体制づくりに努めます。特に、小児救急を含む救急医療体制については、少子高齢化や本市の特性に対応できるシステムの構築に努めます。

新たに発足する後期高齢者医療制度¹¹については、関係機関との連携を図りながら制度への適切な対応に努めます。国民健康保険については、保険料収納率の向上、医療費の適正化、保健事業活動の促進に努めます。

重点取組 健康管理意識の啓発 食育の推進 救急医療体制の充実



(2) 地域福祉

市民との協働を基本においた地域福祉計画を策定・推進し、施設・設備についてはさらなるバリアフリー化及びユニバーサルデザインの採用を進めます。



また、社会福祉協議会の活動を支援し、学区福祉委員会¹²の活動促進やボランティアの養成、活動拠点の整備など地域福祉体制の強化を図ります。



重点取組 施設・設備のバリアフリー化の推進
地域福祉計画の策定と推進
地域福祉体制の強化

11. 後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者全員の加入が求められる公的医療保険制度。2008（平成20）年度から新設される。保険料は原則加入者全員から市町村が徴収し、財政運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当。

12. 学区福祉委員会：小学校区を単位として、要援護者の早期発見やニーズの把握、見守り・助け合い運動など地域福祉活動を主体的に進めるため設置された組織。

(3) 高齢者福祉

介護予防事業や一人暮らしの高齢者に対する生活支援等の保健福祉施策を推進し、生きがいつくりや社会参加が行える環境整備を進めていきます。また、地域住民、ボランティア等の福祉活動の充実・推進により地域で高齢者を支えていく仕組みをつくりま

す。介護が必要になった高齢者が必要なサービスを適切に受けることができるよう、介護保険サービスの提供体制を充実するとともに、サービスの質の向上と適正な利用を促進します。

重点取組 社会参加の促進 介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進
地域ケア体制¹³の充実

(4) 障がい者福祉

市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざして、障がい福祉サービスの基盤整備を図ります。

特に、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援等の推進にあたっては、関連する諸機関の参加を求め、数値目標の共有化及び地域ネットワークの推進を図ります。

重点取組 在宅福祉サービスの充実

(5) 社会保障

支える側も、支えられる側も豊かな生活を送れるように国民年金制度の啓発を行うとともに、制度の充実を関係機関に要望します。

また、低所得者が安心して生活できるよう、相談体制・機能の充実を図り、生活実態を的確に把握し、経済的自立に結びつくように援護制度の運用に努めます。特に、生活保護制度においては、就労等が可能な場合にはその能力の活用など、自立に向けた就労支援等を通じて制度の適正な運用に努めます。

重点取組 加入の促進・年金受給権の確保 相談体制の充実

この章の取組の成果をはかる指標

指 標	現状値	目標値
基本健康診査受診率	25.2%	30.0%
バリアフリー化を実現した公共施設・設備の件数	42件	62件
福祉ボランティア登録人数	572人	900人
介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合()	84.1%	76.8%
障がい者通所施設の通所受入人数	109人	152人

() 後期高齢者の増加により介護・支援を受ける高齢者の割合が増加するため数値は低下するが、できるかぎり介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合を高く維持することが目標。

13. 地域ケア体制： 高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく体制。

第5章 人がつどい、活力あふれるまち

(1) 市街地

秩序ある土地利用を基本に都市機能の適正な配置や地域特性に留意した良好な市街地の形成を計画的に進めます。また、八幡市駅周辺と（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺を広域交流エリアと位置づけ、商業の誘導やターミナル機能の強化を図るとともに、橋本駅周辺を市域西部の生活交流拠点として整備を進めます。

重点取組 広域交流機能の誘導 周辺環境の整備 工業系市街地の形成

(2) 道路

広域幹線道路をはじめ、近隣都市との連携を形成する幹線道路の整備を図るとともに、バリアフリー化、歴史的な街道の整備など、景観や環境に配慮した道路整備を推進します。

生活道路についても、改良や狭小道路の整備を行い、利用者の安全性と快適性を高めるように努めます。また、歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進するとともに、快適性の高い道路環境の整備を促進します。

重点取組 広域幹線道路網の整備
（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジの整備
国道1号の改良の促進 南北連携軸の整備 東西連携軸の整備
市内幹線道路の整備 道路美化の推進



(3) 公共交通

鉄道駅については、駅舎のバリアフリー化、駅前広場の整備を進め、ターミナル機能の強化を図ります。

バス交通については、市内主要施設を結ぶ市内バス路線の充実を図るとともに、国道478号の開通に伴う乙訓方面との連携を図るための新規路線の開設に努める必要があります。

重点取組 八幡市駅のターミナル化
橋本駅のターミナル化
バス交通の利便性の向上



(4) 情報通信

ITの活用による事務事業の効率化、複数自治体によるシステムの共同化等により、行政コストの削減に取り組みます。

また、ITの活用による市民への多様な情報提供と、利便性が実感できる環境を整えるとともに、システムの安定運用や個人情報の保護等に適切に対応します。

重点取組	市民への多様な情報提供 市民のIT技能の向上	申請手続き等の利便性向上 個人情報保護等の安全対策
-------------	---------------------------	------------------------------

(5) 農業

農業の持続的な発展を図るために、女性や高齢者を含めた多様な担い手の育成・強化、効率的かつ安定的な生産基盤の強化、安全・安心な農産物の生産拡大等をめざすとともに、生産者と消費者との「顔が見える」交流の場づくりと地産地消¹⁴の取組を積極的に推進します。

重点取組	担い手の育成・強化 地場産農産物の販売促進 地場産農産物の加工促進 環境にやさしい農業の推進	交流の推進
-------------	---	-------



(6) 工業

広域幹線道路網整備や計画に伴うポテンシャルの高まりを活かした工業基盤の整備を行い、優良企業や関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業等の誘致に努めます。また、立地企業と既存事業所との連携を推進し、企業が地域社会と共生していけるよう組織化を図ります。あわせて、起業意欲をもつ人々の発掘やその取組への支援を行います。

市の地場産業である自動車処理事業については、リサイクル産業としてふさわしい事業になるよう振興します。

重点取組	工業基盤の整備	優良企業の誘致	地域社会との共生
-------------	---------	---------	----------

14. 地産地消：地元でとれた生産物を地元で消費すること。生産者等が明らかであり、消費者にとって安心な側面がある。

(7) 商業

消費者ニーズにあわせ利便性を高めた商業環境づくりや個店の魅力化を促進します。

駅周辺、大規模団地、広域幹線道路周辺など、多様な地域特性を活かし、良好な景観の形成を図りながら、商業の活性化と魅力づくりを促進します。

重点取組 八幡市駅周辺の商業の活性化 橋本駅周辺への商業の誘導
 既存商業地の活性化
 (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への広域的集客を図る
 商業機能等の誘導

(8) 観光

豊かな自然と歴史文化を活かした魅力ある交流拠点整備を進めるとともに、観光を通じて市民の生活や商業など産業の活性化を図り、活力ある地域づくりを図ります。

また、市民一人ひとりが来訪者をもてなす主役となるよう、人材の育成と連携の強化を進めます。

重点取組 大谷川(放生川)、防賀川の再生と散策ルートの整備
 歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興
 物語を使ったロマンづくり
 多彩な資源を結ぶネットワークの形成
 観光情報発信の機能強化



この章の取組の成果をはかる指標

指 標	現状値	目標値
コミュニティバス ¹⁵ 1 便当たりの利用者数	9.2人	10.2人
ホームページアクセス件数	414,558件 / 年	457,000件 / 年
エコファーマー ¹⁶ 認定農家数	21人	40人
従業者 1 人当たりの製造品出荷額	30,360千円 / 年	31,900千円 / 年
人口当たりの商品販売額	1,832千円 / 年	2,700千円 / 年
観光入込客数	2,014千人 / 年	2,215千人 / 年
観光消費額	475,997千円 / 年	523,000千円 / 年

15. コミュニティバス：採算等の問題から、バス事業者による運行が難しい地域において、高齢者や障がい者の公共施設や病院へのアクセス向上を図るなど地域住民の利便性の向上を目的として、自治体の関与により運行している乗合バス。

16. エコファーマー：「土づくり」「減化学肥料」「減化学農薬」の3つの技術等に一体的かつ計画的に取り組んでいる農業者。

第6章 安心して暮らせる安全で快適なまち

(1) 住宅・住環境

住宅・住環境ニーズの多様化に対応するため、住宅の質的な向上を促進する必要があります。また、宅地開発や住宅建築において、周辺地域との調和や良好な住環境の創出を誘導します。さらに、緑化・建築協定の締結や美化・緑化運動の展開など、良好な住環境づくりを市民との協働で促進し、快適性の高い住宅・住環境の創出を図ります。

重点取組 公的住宅の整備 市民との協働による住環境整備

(2) 上下水道

上水道については、水供給施設の整備や水源水質の監視に努めるとともに、耐震性の強化や緊急時における供給手段の確保などの機能を強化し、安全な水の安定的な供給を図ります。また、事務効率化及び民間委託の推進等により水道事業の経営の安定化を図ります。

下水道については、快適な生活環境を確保するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を推進し、適切で効果的な維持管理を行います。

重点取組 施設・設備の整備

(3) 公園・緑地・河川

公園については、広域的にも集客力のある公園機能の強化に努めるとともに、防災機能の強化やバリアフリー化に努めます。また、男山をはじめとする緑地空間については、その保全を図るとともに、男山レクリエーションセンターの整備等と連携し、レクリエーションの場として活用を推進します。

河川については、防賀川の改修や排水ポンプ場の設置の促進等により、内水排除機能の強化が必要です。また、市内中小河川の改良を進めます。さらに、三川合流部、大谷川（放生川）、木津川等の親水¹⁷化や水と緑のネットワークの形成に努めます。

重点取組 公園機能の充実 男山レクリエーションセンターの整備
河川の維持管理 治水対策の推進 やすらぎと潤いの回廊づくり

(4) 防災

自主防災組織¹⁸の育成と全地域での設立を図るとともに、初期消火や救助訓練、救命講習等を開催します。また、計画的に防災資器材の整備・充実を進めます。

市民の安全・安心に向け、広域的な相互応援協定や事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡大を図ります。

また、国民保護対策については人為的な災害への対策と捉えて、自然災害への対策と同様の観点に立ち、市民が安心して暮らせる安全で快適なまちを実現します。

重点取組 災害に強いまちづくり 広域連携体制の強化 自主防災組織の育成

17. 親水：水にふれること、ながめることなどさまざまな形で水と親しむこと。

18. 自主防災組織：災害に対して、地域ぐるみで防災への取組や日常的な訓練、緊急時の対応を図ろうとする市民組織。

(5) 防犯・交通安全

警察と連携して市民参加の「こども110番のいえ」増設や防犯情報の共有化など市民や事業者、地域コミュニティとの連携を強化し、自主防犯活動を強め市民が安心して暮らせる安全で快適なまちを実現します。

また、交通安全施設の整備、放置車両対策の充実を図るとともに、高齢社会へ向けて交通ルールの遵守徹底を啓発するなど、交通安全対策を強化します。

重点取組 自主防犯活動の促進 防犯知識の普及・啓発 交通安全啓発の強化

(6) 消防・救急

防火意識の高揚を図るとともに、人材の確保と育成に努め、地域ぐるみの防火体制の充実を図ります。

災害や事故等の複雑・多様化、大規模化に対応するため、消防団を含む消防車両や消防資機材等を整備するなど、消防体制の充実・強化を図ります。

急増する救急・救助需要に対応するため、また、救命率の向上を図るため、救急車両や救急資機材等の充実・強化を図ります。また、消防の広域化を推進します。



重点取組 消防広域化活動の推進

(7) 消費生活

社会経済情勢の急速な変化に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、消費者意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携による情報収集・提供の充実、相談窓口としての機能の強化を図り、消費者行政の推進に努めます。

重点取組 情報収集・提供の充実

この章の取組の成果をはかる指標

指 標	現状値	目標値
水洗化率	96.6%	100%
下水道人口普及率	99.4%	100%
地元団体への公園管理委託率	80.3%	92.5%
自主防災組織設立地域数	39隊(会)	46隊(会)
刑法犯認知件数	1,889件/年	減少傾向を目標とする
高齢者の交通事故発生比率	0.64%	0.53%

第7章 計画の実現に向けた取組や体制の強化

(1) 行政経営

複雑・多様化する行政需要に対応するには、計画的・効率的な行政経営の重要度が以前にも増して高くなっており、これに応えるために事務事業評価を施策及び政策評価も含めた行政評価へと展開していきます。

職員一人ひとりが説明責任を認識し、市民サービスの提供に努めるように職員の資質向上に努め、勤務態度や能力、実績を公正・的確に評価し、適正な処遇を行うことにより職員の意欲を高める人事評価制度の確立に努めます。

重点取組 事務事業の効率化の推進
時代の要請・課題に対応できる組織機構の構築
人事評価制度の確立

(2) 財政運営

職員一人ひとりがコスト意識をもち、徹底的に無駄を省き、自主財源の確保に努めます。

職員の定員適正化計画の推進とともに、知恵を絞り市民との協働によるゼロ予算事業を展開します。

商工業の活性化と優良企業の誘致により法人市民税や固定資産税の増収を図り、均衡の取れた歳入構造とし、安定した財政基盤の確立をめざします。また、使用料や負担金等の適正化と税等の収納率の向上等により公平化を図ります。

また、納税者の納付環境の整備に努めます。

重点取組 持続可能な財政運営の推進 中期財政計画に基づく財政運営
税等の収納率の向上

(3) 広域行政

京都南部都市広域行政圏をはじめ京都、大阪等の近隣市町、さらには府県、国との連携強化に努め、広域的な課題の解決に向けた事業の展開を推進します。

重点取組 近隣市町との連携強化 地域住民間の相互理解の推進

この章の取組の成果をはかる指標

指標	現状値	目標値
経常収支比率 ¹⁹	100.6%	95.0%以下を目標とする
自主財源比率	51.4%	現状値よりも高い比率とすることを目標とする
財政力指数 ²⁰	0.682	現状値よりも高い指数とすることを目標とする
実質公債費比率 ²¹	13.0%	13.0%

19. 経常収支比率：税等の一般財源のなかで、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費が占める割合。この比率が高くなる程、公共施設の整備等に充当する財源の余裕がなくなり、財政運営が厳しいことを示す。

20. 財政力指数：地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表す。

21. 実質公債費比率：公債費（地方公共団体が発行した地方債の償還のために要する経費の総額）等の状況を測る新たな指標で、標準的な財政規模に占める元利償還金等の割合。



八幡市